

### ☆平成25年分確定申告提出期限☆

今年も確定申告の時期となりました。申告および納税期限は、下記のとおりです。

所得税及び復興特別所得税：2月17日～3月17日

消費税：1月6日～3月31日

贈与税：2月3日～3月17日

所得税及び復興特別所得税の還付申告については既に受付が始まっています。

なお、自動振替による納税を申請されている場合の振替予定日は、所得税及び復興特別所得税が4月22日、消費税が4月24日です。この制度は、所得税及び復興特別所税が3月17日、消費税が3月31日までに振替納税の申請をすれば適用となります。

#### 給与所得に関する改正点

給与所得者の特定支出控除について、範囲の拡大等が行われ、給与所得者の実額控除の機会が拡大されました。

##### 《範囲の拡大》

弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費、勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費等)が特定支出に追加されました。

##### 《適用判定の基準の見直し》

特例を適用するための判定基準額が給与所得控除額の2分の1に緩和されました。

※この改正は、平成25年分以後の所得税について適用されます。

#### 住宅税制に関する改正点

住宅借入金等特別控除について、適用期限が平成29年12月31日まで4年延長されるとともに、次のとおり改正が行われました。

##### ●居住年が平成26年1月～平成26年3月

	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除限度額
一般住宅	2,000万円	1.0%	10年間	200万円
認定住宅	3,000万円	1.0%	10年間	300万円

##### ●居住年が平成26年4月～平成29年12月

	借入限度額	控除率	控除期間	最大控除限度額
一般住宅	4,000万円	1.0%	10年間	400万円
認定住宅	5,000万円	1.0%	10年間	500万円

※上記の「居住年が平成26年4月～平成29年12月」は、その住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が新消費税額等相当額である場合に適用されます。

#### 確定申告に関するご相談

確定申告に関するご質問またはご依頼等がございましたら担当者までお気軽にご相談ください。

### ☆コラム(飯島のつぶやき) ☆

#### 都知事選

今回の都知事選のテーマの一つとして、原発の是非という問題があります。

先日、自民党のある衆議院議員から聞いたのですが、今年になって、自民党の議員全員(約320名)に原発の是非についてのアンケートがあったそうです。

その回答の中で、将来的に廃止が52名、即刻廃止は0名だったそうです。

現在、福島等の原発依存分を火力発電に頼っている状態ですが、火力発電のための海外からの石油や天然ガスの調達価額はなんと、年間360兆円だそうです。1日に直すと、100億円かかっていることとなります。

ちなみに消費税が4月から増税になりますが、5%から8%になることによって、その増収額は5兆円です。

原発は、誰でも無条件に賛成する人はいないでしょうが、背に腹は変えられないのも実情です。

#### 親知らず

歯の話です。私はこの年になるまで親知らずが3本あります。いずれも歯として立派に生えています。しかし、それが他の歯を圧迫して虫歯の原因になっていることが発覚しました。

そこで、今年は歯科治療に専念する年と位置づけ、先日も左下の奥歯を抜きました。なんと、2時間にも及ぶ大変さで、抜歯後の腫れと痛みは半端ではありませんでした。

嫌なことを先延ばしにしていたつけが、今頃になってまわってきました。

#### 今月の一言

『このままじゃ終らねえぞ！』

#### と思う人と思えない人』

あなたもそうかもしれませんけど、両方の自分が背中合わせでいるものです。

ある人が、毎日、毎日5回、「私は良くなっている！」って鏡を見ながら声を出して言ってきたそうです。

そうすると不思議と人生の流れが変わっていったそうです。

「私は良くなっている！」と言っていると天使が聞いていて、それを叶えようと一所懸命に応援してくれるんですって！

あなたは、この話、信じられますか？

信じなくてもいいと思うのですけれど、信じて損はない話ですよ。